

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2015年 8 月 3 日
【会社名】	コニカミノルタ株式会社
【英訳名】	KONICA MINOLTA, INC.
【代表者の役職氏名】	取締役代表執行役社長 山名 昌 衛
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号
【電話番号】	03(6250)2080
【事務連絡者氏名】	経理部会計グループリーダー 中尾 太 建
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号
【電話番号】	03(6250)2080
【事務連絡者氏名】	経理部会計グループリーダー 中尾 太 建
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

会社法第238条及び第240条の規定に従い、当社取締役（社外取締役を除く）及び執行役に対し、報酬として新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を付与するため、指名委員会等設置会社である当社の取締役会規則における委任に基づく2015年8月3日の当社代表執行役社長の決定により、2015年8月18日に募集新株予約権を発行することについて、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものです。

2【報告内容】

(1) 銘柄

コニカミノルタ株式会社第11回（2015年度分）新株予約権
（株式報酬型ストックオプション）

(2) 発行数

1,101個

上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

(3) 発行価格（新株予約権と引換えに払い込む金銭の額）

未定

（2015年8月18日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した金額とする。）

なお、下記(11)に記載する取締役及び執行役に対し、それぞれが割当てを受ける募集新株予約権の払込金額の総額（当該募集新株予約権の発行価格に、割当てを受ける募集新株予約権の個数を乗じたもの）に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬の請求権と、募集新株予約権の払込金額の払込債務を相殺することをもって、当該募集新株予約権を取得させる。

(4) 発行価額の総額

未定

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする（上記（2）の募集新株予約権の総数1,101個の目的である株式の総数は、110,100株）。

ただし、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権の権利を行使することができる期間

2015年8月19日から2045年6月30日まで。

(8) 新株予約権の行使の条件

募集新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、上記（7）の期間内において、当社の取締役及び執行役のいずれの地位も喪失した日の翌日から1年経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から10年を経過する日までの間に限り募集新株予約権を行使することができる。

上記に拘わらず、新株予約権者は、以下の(i)、(ii)に定める場合（ただし、(ii)については、下記（17）に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できる。

(i) 2044年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

2044年7月1日より2045年6月30日まで

(ii) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会

決議が不要な場合は、当社取締役会の決議がなされた場合)

当該承認日の翌日から15日間

募集新株予約権の各1個あたりの一部行使はできない。

新株予約権者がその有する募集新株予約権を行使することができなくなったときに該当する事項、及び、新株予約権者が死亡した場合の募集新株予約権の相続に関する事項等については、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約」に別途定めるものとする。

(9)新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10)新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(11)新株予約権の取得の申し込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

取締役3名(社外取締役を除く)及び執行役19名、合計22名。

尚、執行役19名のうち、取締役兼務執行役は4名。

(12)勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役または使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項なし

(13)勧誘の相手方と提出会社との間の取り決めの内容

新株予約権者との取り決めは、新株予約権者との間において締結する「新株予約権割当契約」において行うものとする。

(14)新株予約権を割り当てる日

2015年8月18日

(15)新株予約権と引換えにする金銭の払込の期日

2015年8月18日

(16)新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき当社株主総会で承認された場合で、当社が必要と認めるときは、取締役会または執行役が別途定める日に、当社は募集新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

(17)組織再編成における再編成対象会社の新株予約権交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合には、当該組織再編成行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を有する新株予約権者に対し、それぞれの組織再編成行為の場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。なお、本(17)の規定が適用されるのは、以下の条件に従って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、当該組織再編成行為にかかる吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(5)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(7)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(9)に準じて決定する。

新株予約権の取得

上記(16)に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

その他の新株予約権の行使の条件

上記(8)に準じて決定する。

(18)新株予約権を行使した際に生ずる一株に満たない端数の取り決め

募集新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。